

【新型コロナウイルス感染症】北海道における休業要請等に伴う支援金及び旭川市の支援策について

業種	区分		休業等要請期間・支援金額						申請先			
			4月25日 ～5月6日	5月7日 ～5月15日		計	5月19日 ～5月31日	計		合計		
●休業要請施設 ・キャバレー ・ナイトクラブ ・スナック ・バー ・ネットカフェ ・カラオケボックス ・スポーツクラブ ・ヨガスタジオ ・パチンコ屋 ・貸会議室 など	法人事業者	国(特措法)の指定施設	道 30万円	市 10万円 (3臨補正)		40万	+	道 10万円	市 5万円 (3臨補正)	15万	55万	北海道
		道の指定施設	※道の休業要請解除		—	40万						
		当初要請期間(5月6日まで)協力	市 (10万円) (3臨補正)	※5月7日以降営業再開		10万		—	10万	旭川市		
	個人事業者	国(特措法)の指定施設	道 20万円	市 10万円 (2臨補正)	市 10万円 (3臨補正)	40万	+	道 10万円	市 5万円 (3臨補正)	15万	55万	北海道
		道の指定施設	※道の休業要請解除		—	40万						
		当初要請期間(5月6日まで)協力	市 (10万円) (3臨補正)	※5月7日以降営業再開		10万		—	10万	旭川市		
●飲食店 ・居酒屋 ・焼肉屋 ・ラーメン屋 ・レストラン など ※感染リスク低減の取組のほか、酒類提供の飲食店は19時以降の酒類提供自粛が条件	酒類提供あり	道の指定施設	道 10万円	市 10万円 (2臨補正)	市 10万円 (3臨補正)	30万	+	※道の酒類提供自粛要請解除	—	30万	北海道	
		当初要請期間(5月6日まで)協力	市 (10万円) (3臨補正)	※5月7日以降酒類提供再開		10万						—
	酒類提供なし	今後継続した協力	—		—	—			—	市 10万円 (3臨補正)	10万	

5月7日から5月15日までの休業等の要請期間の延長に伴う支援額
2.4億円

5月19日から5月31日までの休業等の要請期間の延長に伴う支援額
0.6億円

酒類提供のない飲食店への支援額
0.3億円

事業費合計
3.3億円